



三重県公報

令和6年2月9日 (金)
 第 488 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
2	通訳案内業法施行細則を廃止する規則	(海外誘客課)	2
告 示			
80	医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示	(医療保健総務課)	2
81	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定	(長寿介護課)	7
82	介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定	(同)	8
83	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	8
84	特定第2号漁業者の同意が要件に適合している旨	(水産振興課)	8
85	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
86	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
公 安 委 告 示			
2	警備員等検定の実施	(公安委員会)	9
公 告			
	都市計画事業の事業計画の変更認可を受けた旨	(都市政策課)	11
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	11

規 則

通訳案内業法施行細則を廃止する規則をここに公布します。

令和六年二月九日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第二号

通訳案内業法施行細則を廃止する規則

通訳案内業法施行細則（昭和二十四年三重県規則第九十八号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 80 号

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 6 年 2 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療保健部関係補助金等交付要綱の一部を改正する告示

医療保健部関係補助金等交付要綱（平成 30 年三重県告示第 239 号）の一部を次のように改正する。

別表 1(3)の表中第 43 号の項（A）の欄から（C）の欄までを次のように改める。

医療機関等における物価高騰対策支援金	燃料価格や電気代・ガス代・食材費を含む物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている医療機関等に対する負担軽減のための支援を目的とする。	医療機関等における電気代・ガス代・食材費及びガソリン代に係る経費
--------------------	---	----------------------------------

別表 1(4)の表中第 21 号の項を削り、第 22 号の項を第 21 号の項とし、第 23 号の項を次のように改め、同項を第 22 号の項とする。

22	社会福祉研修センター事業費補助金	社会福祉施設職員の質的向上を図る。	三重県社会福祉協議会が行う社会福祉研修センターの事業に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
----	------------------	-------------------	----------------------------------	--------	------------

別表 1(4)の表中第 24 号の項を次のように改め、同項を第 23 号の項とする。

23	外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金	経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の日本語及び介護の専門学習の促進を図る。	経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設が実施する日本語学習及び介護の専門学習に要する経費	別に定める。	経済連携協定に基づく外国人介護福祉士候補者の受入施設
----	---------------------------	---	---	--------	----------------------------

別表 1(4)の表中第 25 号の項を次のように改め、同項を第 24 号の項とする。

24	介護福祉士修学資金等貸付事業補助金	介護福祉士修学資金等の貸付事業を実施することで介護人材の確保を図る。	三重県社会福祉協議会が実施する介護福祉士修学資金等貸付事業の運営に要する経費	別に定める。	三重県社会福祉協議会
----	-------------------	------------------------------------	--	--------	------------

別表 1(4)の表中第 26 号の項を次のように改め、同項を第 25 号の項とする。

25	三重県外国人介護人材集合研修実施事業費補助金	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の介護技能等の向上を図る。	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の受入施設が実施する介護技能等の向上のための集合研修に要する経費	別に定める。	外国人技能実習生及び特定技能 1 号外国人の受入施設
----	------------------------	------------------------------------	---	--------	----------------------------

別表 1(4)の表中第 27 号の項を次のように改め、同項を第 26 号の項とする。

26	三重県外国人留学生への奨学金支給に係る支援事業費補助金	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の貸与・給付を行う介護施設等を支援することで外国人介護人材の確保を図る。	介護福祉士資格の取得を目指す外国人留学生への奨学金の貸与・給付に要する経費	別に定める。	外国人留学生への奨学金の貸与・給付を行う介護施設等
----	-----------------------------	---	---------------------------------------	--------	---------------------------

別表1(4)の表中第28号の項を次のように改め、同項を第27号の項とする。

27	三重県離島・中山間地域等における介護人材確保支援事業費補助金	人口減少や高齢化が進んでいる離島や中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等が行う介護人材確保に向けた取組を支援する。	離島・中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等への地域外からの就職促進に要する経費	別に定める。	離島・中山間地域等に所在する介護サービス事業所・施設等
----	--------------------------------	--	---	--------	-----------------------------

別表1(5)の表中第6号の項(C)の欄を次のように改める。

1	対面相談事業に要する経費
2	電話・SNS相談事業に要する経費
3	人材養成事業に要する経費
4	普及啓発事業に要する経費
5	自死遺族支援機能構築事業に要する経費
6	計画策定実態調査事業に要する経費
7	若年層対策事業に要する経費
8	SNS地域連携包括支援事業に要する経費
9	深夜電話相談強化事業に要する経費
10	自殺未遂者支援事業に要する経費
11	ゲートキーパー養成事業に要する経費
12	災害時自殺対策継続支援事業に要する経費
13	自殺未遂者支援・連携体制構築事業に要する経費
14	災害時自殺対策事業に要する経費
15	ハイリスク地対策事業に要する経費
16	自殺未遂者に対する地域における包括支援モデル事業に要する経費
17	若者の自殺危機対応チーム事業に要する経費
18	地域特性重点特化事業に要する経費

別表1(5)の表中第13号を削り、第14号の項を第13号の項とし、第15号の項を第14号の項とし、第16号の項を第15号の項とする。

別表1(7)の表中第7号の項(A)の欄から(C)の欄までを次のように改める。

三重県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金	新型コロナウイルス感染症発生時に適切な医療を提供するための整備を行い、感染拡大防止	新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関等において、新型コロナウイルス感染症の対策に必要な設備を整備する経費等
----------------------------	---	---

	を図る。	
--	------	--

別表 1(7)の表中第 13 号の項から第 17 号の項までを削る。

別表 1(9)の表に次のように加える。

33	看護師等養成所における物価高騰対策支援補助金	原油価格や物価高騰の影響を受け、厳しい運営状況となっている看護師等養成所に対する負担軽減のための支援を目的とする。	看護師等養成所における電気料金・ガス料金に係る経費	別に定める。	別に定める。
----	------------------------	---	---------------------------	--------	--------

別表 2 を次のように改める。

区分	(A)	(B)	(C)
	名称		
1	小児・周産期医療提供体制推進事業費補助金	補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成 20 年厚生労働省告示第 384 号。以下「厚生労働省告示」という。)に定められている処分制限期間に相当する期間	規則第 20 条第 1 項第 2 号の規定により財産処分の制限をする機械及び重要な器具
2	地域災害拠点病院施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
3	地域災害拠点病院設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
4	災害医療提供体制推進事業費補助金		—
5	医療施設耐震化整備促進事業費補助金		減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和 40 年大蔵省令第 15 号。以下「大蔵省令」という。)に定められている耐用年数に相当する期間
6	医療施設等設備整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
7	ドクターヘリ改修支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	—
8	医療施設施設整備費補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	—
9	広域搬送拠点臨時医療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
10	心電図伝送システム整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
11	病床機能分化推進基盤整備事業補助金		—
12	人工腎臓装置不足地域設備整備事業補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円(民間団体にあっては 30 万円)以上の機械及び器具
13	医療施設設備整		

	備費補助金		
14	公立大学法人三重県立看護大学施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	大蔵省令に定められている機械及び器具
15	院内感染対策施設整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
16	がん診療施設整備費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
17	がん診療設備整備費補助金		
18	地域医療体制基盤整備事業補助金		
19	内視鏡訓練施設設備整備事業補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
20	がん遠隔手術支援等環境整備事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
21	脳卒中・心臓病等総合支援センター運営補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	
22	老人保健福祉施設整備費補助金	大蔵省令に定められている機械及び器具	
23	三重県介護従事者確保事業費補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他財産
24	三重県地域医療介護総合確保基金事業（介護施設等の整備に関する事業）補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
25	三重県地域介護・福祉空間整備等施設整備補助金	厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
26	新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産
27	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（介護分）		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他の財産
28	三重県病床転換事業費補助金		事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円（補助事業者が地方公共団体の場合は 50 万円）以上の不動産又はその従物
29	新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械、器具及びその他の財産

30	難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業設備整備費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械及び器具
31	三重県口腔ケア活動支援事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	
32	三重県地域口腔ケアステーション設備整備事業補助金		
33	三重とこわか健康経営促進補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
34	三重県臨床調査個人票及び医療意見書電子化推進事業費補助金		厚生労働省告示に定められている処分制限期間に相当する期間
35	三重県感染症指定医療機関施設・設備整備事業費等補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
36	三重県新型コロナウイルス感染症対策設備整備事業補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円（法人格を有する団体等にあつては 30 万円）以上の財産
37	新型コロナウイルス院内感染防止対策等補助金		
38	三重県新型コロナウイルス感染症医療機関等支援事業補助金		
39	三重県新型コロナウイルス感染症療養者支援事業補助金		
40	新型コロナウイルス感染症外国人患者等受入体制確保事業補助金		
41	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業にかかる職域接種補助金		事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の財産
42	PCR等検査無料化事業補助金	大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
43	みえライフインベーション総合特区推進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産
44	医薬品等開発促進事業費補助金		
45	みえライフインベーション総合特区医療情報利活用推進事業費補助金		交付対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 30 万円以上の機械及び器具
46	三重県地域医療		交付対象事業により取得し、又は効用

	再生事業補助金	の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
47	三重県看護師宿舎施設整備費補助金	—
48	三重県看護師勤務環境改善施設整備費補助金	—
49	三重県看護師等養成所施設整備費補助金	—
50	三重県看護師等養成所初度設備整備費補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
51	三重県病院内保育所施設整備費補助金	—
52	医師官舎整備事業補助金	—
53	I C T を活用した地域医療連携支援事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械及び器具
54	産婦人科・小児科専門医確保対策事業補助金	
55	三重県看護師等養成所遠隔授業等設備整備費補助金	
56	地域医療勤務環境改善体制整備事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（補助事業者が地方公共団体以外の者の場合は 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
57	周産期新生児科指導医育成事業補助金	交付対象事業により取得し、又は効用の増加した財産で価格が単価 50 万円（民間団体にあつては 30 万円）以上の機械、器具及びその他財産
58	麻酔科専門医等育成事業補助金	

附 則

この告示は、公表の日から施行し、改正後の医療保健部関係補助金等交付要綱の規定は、令和 5 年度分の補助金等から適用する。

三重県告示第 81 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定しました。

令和 6 年 2 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日	サービ ス の 種 類
2470206331	ヘルパーステーション 傳々	三重県四日市市室山町 1655 番 17	株式会社プロセスケア	令和 6 年 2 月 1 日	訪問介護
2470206349	稲穂	三重県四日市市山田町 4405 番地 3	合同会社稲穂の里	令和 6 年 2 月 1 日	訪問介護
2472901921	スマイルホーム志摩訪問介護事業所	三重県志摩市阿児町鶴方 2850 番地 126 赤松ヶ	アライブ株式会社	令和 6 年 2 月 1 日	訪問介護

		谷テナントC号室			
2460790328	訪問看護そよかぜ	三重県松阪市嬉野平生町 112	合資会社三重福祉会	令和6年2月1日	訪問看護
2470506631	グリーンヒル ケアサポートセンター	三重県津市緑が丘一丁目 1-1	社会福祉法人あけあい会	令和6年2月1日	福祉用具貸与

三重県告示第 82 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定しました。

令和6年2月9日

三重県知事 一見勝之

介護保険事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者名	指定年月日	サービスの種類
2470506631	グリーンヒル ケアサポートセンター	三重県津市緑が丘一丁目 1-1	社会福祉法人あけあい会	令和6年2月1日	介護予防福祉用具貸与

三重県告示第 83 号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第9項の規定により公示します。

令和6年2月9日

三重県知事 一見勝之

1 登録年月日及び登録番号

平成27年3月16日 第59号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
株式会社小林農産	代表取締役 小林 光男	三重県多気郡明和町大字金剛坂 690 番地

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
小林 秀行	もみ、玄米	K242008630
中川 幸久	もみ、玄米	K242023631

三重県告示第 84 号

次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による特定第2号漁業者の同意は、同項に規定する要件に適合しているものと認めます。

令和6年2月9日

三重県知事 一見勝之

区 域	区 分
河芸町区域 (白塚漁業協同組合のうち河芸町の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 10 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）
白塚区域 (白塚漁業協同組合のうち白塚の地区)	機船船びき網漁業（合計総トン数 20 トン以上 40 トン未満の漁船によるものをいう。）

三重県告示第 85 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和6年2月9日

三重県知事 一見勝之

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 嬉野美杉線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市嬉野合ヶ野町字コノ 213 番 1 地先から 松阪市嬉野合ヶ野町字コノ 217 番地先まで	旧	5.2~12.5	209.1
	新	7.4~34.0	209.1

三重県告示第 86 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。
 令和 6 年 2 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 三行上野線	津市河芸町久知野字橋爪 1260 番 1 地先から 津市河芸町久知野字橋爪 1256 番 1 地先まで	令和 6 年 2 月 9 日
県道 三宅一身田停車場線	津市大里小野田町 980 番地先から 津市大里睦合町 2994 番地先まで	令和 6 年 2 月 9 日

公安委告示

三重県公安委員会告示第 2 号

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 23 条の規定に基づき、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を次のとおり実施しますので、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「規則」といいます。）第 7 条の規定により告示します。

令和 6 年 2 月 9 日

三重県公安委員会委員長 村 田 典 子

- 1 検定を実施する警備業務の種別及び級
 規則第 1 条第 3 号に規定する雑踏警備業務（以下「雑踏警備業務」といいます。）及び同条第 6 号に規定する貴重品運搬警備業務（以下「貴重品運搬警備業務」といいます。）に係る 1 級及び 2 級

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

ア 学科試験（各種別の 1 級及び 2 級を同時に実施します。）

種別及び級	実施期日	受検定員
雑踏警備業務 1 級	令和 6 年 5 月 29 日（水）午前 9 時から午前 10 時 30 分まで	計 15 人
雑踏警備業務 2 級		
貴重品運搬警備業務 1 級	令和 6 年 5 月 29 日（水）午前 11 時から午後 0 時 30 分まで	計 15 人
貴重品運搬警備業務 2 級		

イ 実技試験（学科試験に合格した者を対象に実施します。）

種別及び級	実施期日
雑踏警備業務 1 級	令和 6 年 6 月 28 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
雑踏警備業務 2 級	令和 6 年 6 月 28 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで
貴重品運搬警備業務 1 級	令和 6 年 7 月 5 日（金）午前 9 時 15 分から正午まで
貴重品運搬警備業務 2 級	令和 6 年 7 月 5 日（金）午後 1 時 15 分から午後 5 時まで

(2) 実施場所

三重県津市島崎町 143 番地 6
 津市勤労者福祉センター（サン・ワーク津）

3 受検資格

(1) 雑踏警備業務 1 級及び貴重品運搬警備業務 1 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員であつて、次のいずれかに該当するもの
 ア 検定を受けようとする警備業務の種別について、規則第 4 条に規定する 2 級の検定（以下「2 級検定」といいます。）に係る法第 23 条第 4 項の合格証明書（以下「合格証明書」といいます。）の交付を受けている者であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 三重県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 雑踏警備業務 2 級及び貴重品運搬警備業務 2 級

三重県内に住所を有する者又は三重県内の営業所に属する警備員

4 検定内容

学科試験及び実技試験

学科試験実施後に合格者を発表し、合格者に対して、2(1)イの実施期日に実技試験を実施します。

5 受検申請手続等

(1) 提出書類

ア 検定申請書（規則第 9 条第 1 項に規定する別記様式第 1 号） 1 通

イ 次の書面のうち該当するもの

(ア) 三重県内に住所を有する者は、住所地を疎明する書面（三重県内に住所を有する警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面でも可とします。） 1 通

(イ) 三重県内に住所を有しない警備員で、その者が属する営業所の所在地が三重県内にある場合は、当該営業所に属することを疎明する書面 1 通

ウ 写真（申請前 6 か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ 3.0 センチメートル、横の長さ 2.4 センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 枚

エ 規則第 4 条に規定する 1 級の検定を受けようとする者は次の書面のうち該当するもの

(ア) 3(1)アに該当する者は、2 級検定の合格証明書（検定を受けようとする警備業務の種別に係るものに限ります。）の写し及び当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る警備業務従事証明書 各 1 通

ただし、警備業者が既に廃業している等、警備業務従事証明書を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、3(1)アに該当することを誓約する書面及び履歴書 各 1 通

(イ) 3(1)イに該当する者は、1 級検定受検資格認定書 1 通

なお、1 級検定受検資格認定書は、受検申請の受付期間までに、三重県公安委員会に認定の申請を行ってください。

(2) 検定申請書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受検申請の受付期間

種別及び級	受付期間
雑踏警備業務 1 級	令和 6 年 4 月 23 日（火）から同月 26 日（金）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
雑踏警備業務 2 級	
貴重品運搬警備業務 1 級	
貴重品運搬警備業務 2 級	

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受検申請の受付場所

郵送又は電話による受付は行っておりません。次のうち、該当する場所へ(1)の書類を持参して申請してください。

ア 三重県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署生活安全課

イ 警備員で、その者が属する営業所が三重県内にあるものは、当該営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課

(5) 受検票の交付

検定申請書を提出した警察署において受検票が交付されますので、検定当日持参してください。

6 検定日の受付時間

学科試験及び実技試験の受付時間は、2(1)実施期日の開始時間の 15 分前から開始時間までの間とします。

7 申請手数料

種別及び級	申請手数料
雑踏警備業務 1 級	13,000 円
雑踏警備業務 2 級	13,000 円
貴重品運搬警備業務 1 級	16,000 円
貴重品運搬警備業務 2 級	16,000 円

申請手数料は、検定申請書の提出時に、三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の手数は還付しません。

8 その他

- (1) 学科試験に際しては、受検票及び筆記用具を持参してください。
- (2) 実技試験に際しては、受検票を持参の上、制服等の活動しやすい服装でお越しください。
- (3) 原則、受検する本人が申請してください。
代理人が申請する場合には、委任状を添付してください。
- (4) 御不明な点については、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話 059-222-0110 内線 3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更認可を受けましたので、同法第 66 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 6 年 2 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画事業の種類及び名称
尾鷲都市計画道路事業
3・4・2 号尾鷲港新田線
- 2 施行者の名称
三重県
- 3 事務所の所在地
尾鷲市坂場西町 1 番 1 号
尾鷲建設事務所
- 4 事業地の所在
事業地を表示する図面において表示します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 6 年 2 月 9 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 6 年 1 月 25 日	伊勢市楠部町字乃木乙 62-4 ほか 3 筆ほか及び中村町字樋畑ケ 1430-1 ほか 3 筆	伊勢市楠部町 1776 株式会社栄ハウジング 代表取締役 浅沼 小百合
令和 6 年 1 月 25 日	伊賀市服部町字小芝 371-3	四日市市日永 5 丁目 1-3 株式会社スズキ自販三重 代表取締役社長 和田 清士

令和6年 1月29日	三重郡朝日町大字柿字横狭 1223-1	愛知県一宮市東出町 7-1 株式会社エサキホーム 代表取締役 江 寄 豪 治
---------------	---------------------	--

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
